東日本地区大臣認定試験者協議会

会則細則

東日本地区大臣認定試験者協議会

第1条 (名 称)

本会は、東日本地区大臣認定試験者協議会とする。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の緊密な連絡並びに行政官庁及び高圧ガス保安協会と連携し、 高圧ガス保安行政の動向の調査と普及を通じて、地域の高圧ガス保安確保に努め るとともに、会員相互の理解を深めることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大臣認定試験者制度の周知、徹底
- (2) 行政官庁及び高圧ガス保安協会の指示、連絡事項の伝達
- (3) 行政官庁及び高圧ガス保安協会への要望等の審議・取りまとめ
- (4) 大臣認定試験者制度に関する調査及び資料・情報の提供
- (5) 高圧ガス保安並びに大臣認定試験者制度に関する研修及び講演
- (6) 会員の保安意識高揚を図るため、表彰の実施
- (7) 本会の広報活動
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 (会 員)

- 1. 会員は、東日本地区(関東東北・北海道産業保安監督部管轄)の大臣認定試験者(外国企業の場合はその代理店)であって、本会の主旨に賛同し、本会へ入会申し込みをし、受理されたものとする。
- 2. 会員が退会を希望するときは、本会に書面にて退会届を提出するものとする。 大臣認定試験者の資格を返上又は喪失した時は、会員継続の意思が表明され ない限り退会したものとする。

第5条 (組織)

- 本会は、次の機関を設ける。
 また、添付1に「HDK組織図」を記載する。
 - (1) 定時総会

定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に会長が召集し、前年度の事業報告、新年度の事業計画及び幹事の選任を審議し、承認を受けるものとする。

(2) 幹事会

幹事会は、会長を議長とし、第6条に定める幹事によって構成される。幹事会は年2回以上、定期的に開催し、会の運営・管理に関する事項を審議、決定する。幹事会の業務及び運営要領は別に定める。

(3) 委員会

幹事会の下部機関として、実行委員会、表彰委員会及びホームページ管理 運営委員会を置く。委員会の業務及び運営要領は別に定める。

- (4) その他、本会が必要とする会議。
- 2. 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)により成立する。 総会の議事は、出席会員の3分の2以上の同意を得て決定する。

第6条 (幹事)

- 1. 本会は幹事を置く。幹事は、総会において選出する。幹事の任期は2カ年とし、再選を妨げない。ただし、任期中に同一企業内で交代する場合は、総会において選出されたものとする。
- 2. 幹事のうちから次の役職を選任する。
 - (1) 会長は、幹事の互選により選任する。
 - (2) 会計監事、実行委員会正副委員長、表彰委員長、ホームページ管理運営委員長及びその他本会が必要とする会議の役職は、幹事会の承認を得て、会長が幹事の中から選任する。

第7条 (幹事の職務)

- 1. 会長は、本会を代表し、総会及び幹事会の議長を務める。ただし、会長不在時には、出席幹事の互選により議長を決定する。
- 2. 幹事は本会の運営に当たる。
- 3. 会計監事は、会計を監査する。
- 4. 委員会委員長の職務は、別に定める。

第8条 (アドバイザー)

本会にアドバイザーをおくことができる。

- (1) アドバイザーは、行政官庁、高圧ガス保安協会及び本会が必要と認めた団体等に委嘱する。
- (2) アドバイザーは会議に出席し意見を述べることができる。 ただし、議決には加わらないものとする。

第9条 (会費)

本会は、別に定める会費を徴収する。

第10条 (事務局の設置)

本会の事務局は、会長企業内におく。

第11条 (事業年度)

本会の事業年度は1カ年とし、毎月4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 (会則の改訂)

本会の会則の改訂は、総会において承認を得るものとする。

第13条 (表 彰)

会員等の表彰は、別に定める要領によって定時総会において行う。

第14条 (緊急時における運営)

HDK における活動が緊急事態により制限される場合は、別に定める要領によって対応を行う。この対応の実行可否は、会長及び事務局が決定する。

付 則

- 1. 本会則は平成2年6月1日より実施する。
- 2. 平成5年6月2日改訂
- 3. 平成6年6月6日改訂
- 4. 平成8年6月4日改訂
- 5. 平成13年2月6日改訂
- 6. 平成 17年5月25日改訂
- 7. 平成 30 年 6 月 12 日 改訂
- 8. 2019年5月31日改訂
- 9. 2021年6月2日改訂
- 10. 2024年6月5日改訂

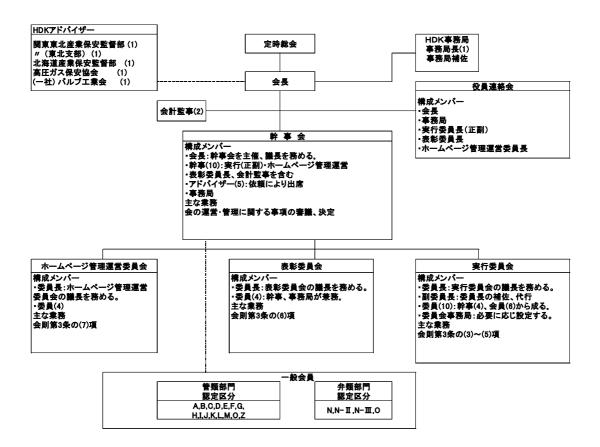
- 第1条 会則第6条による役員の任期および解任は、次のとおりとする。
 - (1) 役員の任期は、2年後の定時総会までとする。
 - (2) 会則第4条2項による退会となった会員であって、役員として選出されている場合は、その任を解くこととする。その際に、役員の補充は行わないこととする。
 - (3) (2)項が会長職にあたる場合は、臨時に幹事会を開催し、幹事の互選により会長を選任する。
 - (4) (2)項が会計監事、実行委員会正副委員長、表彰委員長、<u>ホームページ管理運営</u> 委員長にあたる場合は、会則第6条2(2)項による手続きにて選任を行う。
 - (5) (2)項にあたらない場合で辞任の意向があり、任期中に同一企業内で交代が出来ない場合は、定時総会での決議事項として審議し、承認された後にその任を解くこととする。その際に、役員の補充は行わないこととする。
- 第2条 会則第9条による会費の額並びにその徴収方法は、次のとおりとする。
 - (1) 一事業所につき、月額2,000円とする。
 - (2) 会費は前期末(毎年3月)に次年度1年分を一括請求し納入するものとする。
 - (3) 期の途中に入会した会員は、入会月から起算した会費を納入する。
 - (4) 納入された会費は返却しない。
 - (5) 会計は、事務局がこれに当たる。
- 第3条 会則第10条による協議会の事務局実務は、会長企業がその任にあたる。また必要に応じて補佐をおくことができる。
- 第4条 会則第5条1.(2)の規定による幹事会の業務は次のとおりとする。
 - (1) 事業計画の立案及び総会への提案
 - (2) 総会において決議された事業計画の実施
 - (3) 総会に付議すべき事項の立案及び提案
 - (4) 会員から提出された「質問・要望事項」の検討・審議
 - (5) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- 第5条 会則 第5条1.(3) の規定による実行委員会、表彰委員会及びホームページ管理運営 委員会の組織及びその運営は次のとおりとする。
 - (1) 実行委員会は、委員長、副委員長各1名及び委員若干名で構成される。
 - (イ)委員長、副委員長は1年毎に交代する。ただし、再任を妨げない。
 - (ロ)委員は、管類等部門及び弁類部門の中から同数相当で選出する。
 - (ハ)委員の任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。
 - (2) 実行委員会の業務
 - 大臣認定試験者の製造する高圧ガス製造設備の
 - (イ)製造検査技術に関する事項
 - (ロ)品質保証及び申請等の調査、検討
 - (ハ)その他必要な事項
 - (3) 表彰委員会は委員長1名及び委員若干名で構成される。
 - (イ)委員長は1年毎に交代する。ただし、再任を妨げない。
 - (ロ)委員は、管類等部門及び弁類部門役員の中からそれぞれ若干名を選出す

- (ハ)委員の任期は2カ年とする。 ただし、再任を妨げない。
- (4) 表彰委員会の業務
 - (イ)表彰候補者の選考に関する事項
 - (ロ)総会における表彰実施に関する事項
 - (ハ)その他必要な事項
- (5) ホームページ管理管理運営委員会は委員長1名及び委員若干名で構成される。
 - (イ)委員長の任期は。1年とする。 ただし、再任を妨げない。
 - (ロ)委員は、管類等部門及び弁類部門役員の中からそれぞれ若干名を選出する。
 - (ハ)委員の任期は2カ年とする。 ただし、再任を妨げない。
- (6) ホームページ管理運営委員会の業務
 - (イ)HDK ホームページの運営管理
 - (ロ)HDK ホームページの記事・掲載
 - (ハ)その他必要な事項
- (7) 委員会は必要に応じ、委員長が招集する。
- (8) 委員会の運営要領は、別にこれを定める。

付 則

- 1. 本細則は平成2年6月1日より実施する。
- 2. 平成5年6月2日改訂
- 3. 平成6年6月6日改訂
- 4. 平成8年6月4日改訂
- 5. 平成 30 年 6 月 12 日 改訂
- 6. 2021年6月2日改訂
- 7. 2024年6月5日改訂

HDK 組織図



備 考 ()内は定数 ・・・・ 点線は 伝達・協議・実施を示す。

HDKの事業(会則第3条):

- 1. 大臣認定試験者制度の周知、徹底
- 2. 行政官庁及び高圧ガス保安協会の指示、連絡事項の伝達
- 3. 行政官庁及び高圧ガス保安協会への要望等の審議・取りまとめ
- 4. 大臣認定試験者制度に関する調査及び資料・情報の提供
- 5. 高圧ガス保安並びに大臣認定試験者制度に関する研修及び講演
- 6. 会員の保安意識高揚を図るため、表彰の実施
- 7. 本会の広報活動
- 8.その他本会の目的達成に必要な事業

東日本地区大臣認定試験者協議会 幹事会運営要領

1. 適 用

本運営要領は、東日本地区大臣認定試験者協議会会則 第 5 条 1.(2) に基づき設置される幹事会の運営について適用する。

2. 幹事会の構成

- (1) 幹事会は、会長を議長とし総会において選出された幹事で構成される。定数は 10 名程度とし、管類等部門及び弁類部門の会員のバランスを配慮するものとする。
- (2) 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 幹事会事務は、協議会事務局が担当する。

3. 幹事会の業務

- (1) 事業計画、予算案等の審議及び総会への提案
- (2) 総会において承認された事業計画の実施方針・スケジュールに関する連絡、調整
- (3) 総会に付議すべき事項の立案及び審議
- (4) 各委員会からの活動報告・諮問案の審議・承認
- (5) 会員から提出された質問・要望事項の調査・回答
- (6) 行政官庁及び高圧ガス保安協会からの通知、連絡等の会員への周知・徹底
- (7) その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項の審議・承認

4. 幹事会の活動

- (1) 幹事会は、原則として、年2回以上開催する。
- (2) 各回の開催方針及び[主な議題] は次のとおりとする。
 - 4月:幹事及びアドバイザーで開催する。[活動期末報告と総括、次年度事業計画 (案)及び総会議案の審議・承認]
 - 7月:幹事及びアドバイザーで開催する。[事業計画の実行方針・スケジュール検
 - 12月:幹事、一般委員のみで開催する。[活動中間報告]
- (3) アドバイザーへの参加依頼は、会長がこれを行う。

5. 幹事会の運営

計

- (1) 幹事会は、会長が主催する。
- (2) 幹事会は、当該年度定数の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 幹事会における議決は、出席幹事の3分の2以上の同意を得て有効とする。
- (4) 天災その他の事由による緊急事態時は、緊急事態運営要領に従うものとする。

6. 改訂

本運営要領の改訂は、幹事会の承認を得る。

7. 付 則

- (1) 本運営要領は、平成17年10月16日より実施する。
- (2) 平成 22 年 4 月 20 日 改訂
- (3) 平成 30 年 4 月 20 日 改訂
- (4) 2019年5月31日改訂
- (5) 2021年4月16日改訂

東日本地区大臣認定試験者協議会 実 行 委 員 会 運 営 要 領

1. 適用

本運営要領は、東日本地区大臣認定試験者協議会会則第5条1.(3)に基づき設置される 実行委員会(以下、委員会という)の運営について適用する。

2. 委員会の構成

- (1) 委員会は、委員長1名、副委員長1名及び委員若干名(10名程度)とし、管類等 部門及び弁類部門の会員のバランスを配慮するものとする。
- (2) 委員長及び副委員長の選任は、会則 第6条2.(2) による。
- (3) 委員の選任は、委員長・副委員長の協議に基づく推薦を得て、会長が会員の中から選任する。なお、実行委員は幹事との兼務を妨げない。
- (4) 委員長と副委員長は、1年毎に交代する。ただし、再任を妨げない。
- (5) 委員の任期は、2年とする。 ただし、再任を妨げない。
- (6) 細則第 1 条(2)項による場合は、委員の任を解くこととする。委員長・副委員長に ある場合は、細則第 1 条(4)項により選出を行う。

3. 委員会の業務

- (1) 大臣認定試験者制度に関する資料及び情報の収集並びに提供
- (2) 高圧ガス保安並びに大臣認定試験者制度に関する研修会・講演会の企画・開催
- (3) 高圧ガス製造設備の設計、製造及び試験・検査に関する技術等についての調査及び検討
- (4) 活動の成果を会員に報告するための活動報告会の企画・開催
- (5) その他、幹事会で取り上げられたテーマについての調査及び検討

4. 委員会の活動

- (1) 本委員会の活動方針は、会長、正副実行委員長、ホームページ管理運営委員長、 表彰委員長及び協議会事務局で構成する役員連絡会(6月開催)において討議し、 幹事会に諮る。
- (2) 定例の委員会開催は、期毎に正副委員長が計画するものとする。ただし、委員の 出席負担を勘案し、幹事会と同時開催(※印)を認める。 開催時期と内容は、概ね次のとおりである。

7月:活動テーマの決定、年間活動計画の確認

10月※:活動進捗の中間報告及び活動報告会の企画

12月又は1月:活動報告会(2月)の準備、報告会資料のまとめ

3月又は4月:次年度活動計画の検討

(3) 委員会活動の内、調査・検討の実務を委員企業に持ち帰り分担することを認める。 その間の連絡・調整は電子メール等により行い、通信記録を委員長に残すことに

より、活動実績の記録とする。

5. 委員会の運営

- (1) 委員長は、3 項の業務の計画、推進及び連絡・調整を図るため、適宜委員会を召集し、議長を務める。
- (2) 委員長は、委員会の活動状況・経過を幹事会に適宜報告する。
- (3) 委員長は、活動報告会並びに必要に応じて研修会・講演会を企画・開催する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐するとともに、活動テーマ毎に委員長とリーダー役を 分担するものとする。
- (5) 委員会は、当該年度定数の過半数の出席をもって成立とする。
- (6) 委員会における議決は、出席委員の3分の2以上の同意を得て有効とする。
- (7) 委員長不在の場合は、副委員長がその職務を代行する。
- (8) 天災その他の事由による緊急事態時は、緊急事態運営要領に従うものとする。

6. 改訂

本運営要領の改訂は、幹事会の承認を得る。

7. 付則

- (1) 本運営要領は、平成17年10月16日より実施する。
- (2) 平成 29年 12月 6日 改訂
- (3) 2021年4月16日改訂
- (4) 2024年7月5日改訂

東日本地区大臣認定試験者協議会表 彰 委 員 会 運 営 要 領

1. 適用

本運営要領は、東日本地区大臣認定試験者協議会会則 第5条1.(3) に基づき設置される表彰委員会(以下、委員会という)の運営について適用する。

2. 委員会の構成

- (1) 委員会は、委員長1名、委員若干名(3名程度)及び協議会事務局とし、管類 等部門及び弁類部門の会員のバランスを配慮するものとする。
- (2) 委員長の選任は、会則 第6条2.(2) による。
- (3) 委員の選任は、委員長の推薦を得て、会長が会員の中から選任する。なお、 委員は幹事との兼務を妨げない。
- (4) 委員長の任期は 1 年とし、委員長でない年は委員として活動する。ただし、 再任を妨げない。
- (5) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (6) 細則第 1 条(2)項による場合は、委員の任を解くこととする。委員長にある場合は、細則第 1条(4)項により選出を行う。

3. 委員会の業務

- (1) 協議会表彰実施要領に基づき、協議会表彰の候補者を選考し、定時総会において表彰を実施する。
- (2) 高圧ガス保安協会会長表彰の候補者を、別に定める推薦基準に基づき選考する。
- (3) その他(1)に必要な認定試験者制度に係わる会員の活動状況調査及び把握をする。

4. 委員会の活動

- (1) 本委員会の活動方針は、会長、正副実行委員長、ホームページ管理運営委員長、 表彰委員長及び協議会事務局で構成する役員連絡会(6月開催)において討議 し、幹事会に諮る。
- (2) 定例の委員会開催は、期毎に委員長が計画する。ただし、委員の出席負担を勘案し、幹事会と同日開催(合同会議)を認める。 開催時期と内容は、概ね次のとおりである。
 - ・7月:年間活動計画の確認、KHK 会長表彰候補者の選出・調整・決定
 - ・12月:特別功労者、協議会活動功労者及び感謝状贈呈者の選出・調整・決定
 - ・4月:定時総会での表彰者の最終決定、賞状・記念品の決定
- (3) 委員会は、3(1)項に係わる賞状及び感謝状・記念品並びに副賞の手配を行う。
- (4) 委員会は、総会における表彰式を遂行する。
- (5) 委員会活動の内、調査・検討の実務を委員企業に持ち帰り分担することを認める。

その間の連絡・調整は電子メール等により行い、通信記録を委員長に残すこと

により、活動実績の記録とする。

5. 委員会の運営

- (1) 委員長は、3項の業務の計画、推進及び連絡・調整を図るため、適宜委員会を招集し、議長を務める。
- (2) 委員長は、委員会の活動状況・経過を幹事会に適宜報告し承認を得る。
- (3) 委員会は、当該年度定数の過半数の出席をもって成立する。
- (4) 委員会における議決は、出席委員の3分の2以上の同意を得て有効とする。
- (5) 委員長不在の場合は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- (6) 天災その他の事由による緊急事態時は、緊急事態運営要領に従うものとする。

6. 改訂

本運営要領の改訂は、幹事会の承認を得る。

7. 付則

- (1) 本運営要領は、平成6年10月7日より実施する。
- (2) 平成7年2月22日改訂
- (3) 平成7年10月6日改訂
- (4) 平成 9 年 7 月 26 日 改訂
- (5) 平成 9 年 9 月 16 日 改訂
- (6) 平成 12 年 4 月 20 日 改訂
- (7) 平成 13 年 4 月 16 日 改訂
- (8) 平成 15年3月14日改訂
- (9) 平成 17年 10月 16日 改訂
- (10) 平成 29年12月6日改訂
- (11) 2021年4月16日改訂
- (12) 2023年7月7日改訂
- (13) 2024年7月5日改訂

東日本地区大臣認定試験者協議会 表 彰 実 施 要 領

1. 適用

本実施要領は、東日本地区大臣認定試験者協議会会則 第 13 条 に基づき実施する表彰 について適用する。

2. 目的

東日本地区大臣認定試験者協議会(以下、協議会という。)の発展に貢献した者、又は 本制度の向上に実績をあげた者を表彰することにより、協議会会員の保安意識の高揚 を図り、大臣認定試験者制度のより適切な運用を推進する。

また、協議会への多大な協力をいただいた者に対して、その尽力に感謝の意を表す。

3. 表彰等の種類と受賞対象者

(1) 協議会活動功労者

会則 第 5 条 1.(2) 及び 1.(3) の幹事あるいは委員にあって、永年に亘り協議会の発展に著しく貢献した者、又は 会則 第 5 条 1.(4) の協議会活動において著しく貢献した者。

(2) 特別功労賞

協議会会員事業所の従業員にあって、永年に亘り保安の確保と本制度の向上に顕著な実績をあげた者。

(3) 感謝状

協議会発展のために多大な尽力をいただいた関係機関、企業又は個人。

4. 表彰等の数

(1) 協議会活動功労者 原則として4件以内

(2) 特別功労者 限定しない。

(3) 感謝状 限定しない。

5. 受賞者の選考方法

(1) 協議会活動功労者

表彰委員会は、協議会活動功労者の受賞候補者を6項に定める選考基準に基づき 審査を行い、表彰委員長が幹事会に報告し承認を得る。

(2) 特別功労者

- (イ)表彰委員長及び協議会会長連名の募集文を発行し、会員に対して表彰候補 者の推薦依頼を行う。
- (ロ) 推薦書の様式 特別功労者推薦書 (様式1)
- (ハ)提出期限毎年2月末日とする。
- (二)提出先

表彰委員長とする。

(ホ)特別功労者の表彰候補者は、推薦書並びに6項に定める選考基準に基づき 表彰委員会において審査を行い、表彰委員長が幹事会に報告し承認を得る。

(3) 感謝状

表彰委員会は、感謝状贈呈候補者を6項に定める選考基準に基づき審査を行い、 表彰委員長が幹事会に報告し承認を得る。

6. 選考基準

(1) 協議会活動功労者

次の各号のいずれかに該当する者で、原則的に協議会においての任期を 2 期 (4 年以上) かつ、会議、委員会等への出席回数が 延べ23回程度以上(代理出席も出席とみなす)の者、または著しい功績を収めた者。また、受賞後新たに本基準を満たした者は、再選も可とする。

なお、会長、表彰委員長及び協議会事務局は表彰を実施する側であるので、その 役職に在任中は受賞できないものとする。

- (イ) 幹事会メンバー (アドバイザーは除く)
- (ロ) 各委員会の委員
- (ハ)協議会事務局

(2) 特別功労者

推薦時点において、協議会会員事業所の当該年度の従業員にあって、次の各号の いずれかに該当する者とする。

- (イ) 大臣認定試験者制度の発展及び保安の確保に多大な貢献をし、その功績が顕著であると認められた者。
- (ロ)大臣認定試験者として技術力、管理手法等の向上に顕著な業績をあげ、多大 な貢献をした者。
- (ハ)協議会役員又は窓口担当者を永年(通算で10年以上)務め、高圧ガスの大 臣認定試験者制度の周知・推進に貢献した者。
- (二)特別功労者は、未受賞者を優先する。

(3) 感謝状

協議会会員又は協議会会員以外で、協議会発展のため多大な尽力をいただいた関係機関、企業又は個人。

7. 表彰の方法

- (1) 会長は定時総会において、表彰状又は感謝状と記念品等の贈呈を行う。
- (2) 賞状、記念品並びに副賞は次のとおりとする。

	賞 状		記念品		副 賞	
対象	様式等	作成費 (円)	品田	額 (円)	品目	額 (円)
協議会 活動 功労者	A4 印刷 横書	500	盾	9,000	商品券 又は セルフチョイス	20,000
特別功労者	A4 印刷 横書	500	盾	9,000	商品券 又は セルフチョイス	20,000
感謝状贈呈先	A3 毛筆 縦書	10,000	なし	なし	t [*] ール券 又は 商品券	30,000

(注記:金額は目安を示す)

8. 改訂

本実施要領の改訂は、幹事会の承認を得る。

9. 付則

- (1) 本実施要領は、平成6年10月7日より実施する。
- (2) 平成7年10月6日改訂
- (3) 平成8年7月24日改訂
- (4) 平成 10年 12月 11日 改訂
- (5) 平成12年4月7日改訂
- (6) 平成 12 年 4 月 20 日 改訂
- (7) 平成 13年4月16日改訂
- (8) 平成 17年 10月 16日 改訂
- (9) 平成 26年12月18日6の(2)の(ハ)項改訂
- (10) 平成 29年 12月 6日 改訂
- (11) 2019年5月31日改訂
- (12) 2019年7月31日改訂
- (13) 2021年4月16日改訂
- (14) 2023年12月1日改訂

特別功労者推薦書

推薦事業所名

推薦者 役 職

氏

印

ふりがな 1. 氏 名					
2. 生年月日(年齢)		年	月	日 (歳)
3. 事業所名 所属部署·役職					
4. 事業所 の所在地	₹ (TEL)			(FAX)	
5. 職務略歴					
6. 功績の概要 (推薦理由)					
(1) 🗌 新規推	薦 (2	2) 🗌 再	推薦	※ いずれかに	レ印 をつけて下さい。

- (注) 1. 職務経歴は、品質管理業務又は認定試験者に関連した職務を主に記入下さい。
 - 2. 功績の概要(推薦理由)は、できるだけ具体的かつ箇条書で記載して下さい。

東日本地区大臣認定試験者協議会

高圧ガス保安協会 会長表彰推薦基準

1. 適用

本基準は、高圧ガスの災害防止や保安技術の向上に功績のあった者の中から、特に顕著な功績のあった者に対して東日本地区大臣認定試験者協議会(以下、協議会という。) より高圧ガス保安協会へ推薦する基準について適用する。

2. 推薦の種類及び数

高圧ガス保安協会会長表彰 保安功績者 原則として 1名

3. 推薦基準

次の各号を原則として満たしている者とする。

- (1) 協議会会員会社に在籍している者。
- (2) 協議会活動功労者表彰又は特別功労者表彰を受賞した者。
- (3) 協議会又は会員会社において高圧ガス関連業務に多年尽力し、顕著な功績をあげた50歳以上の者で、10年以上その業務に従事している者。(注)

(注:協議会活動のみで10年以上の業績ではなく、企業における業績を併せて10年以上の経験を有するという解釈で運用する。また協議会活動には役員の他、窓口担当者としての業歴も含むものとする。)

4. 推薦方法

- (1) 協議会事務局は、高圧ガス保安協会よりの推薦依頼文書を受領する。
- (2) 協議会事務局は、推薦依頼文書をもって3項に定める推薦基準に基づき、表彰委員会に対して表彰候補者の人選指示を行う。人選に先立ち、表彰委員長は必要に応じて協議会事務局、実行委員長及び会長と相談し、候補者を絞り込む。
- (3) 様式は添付1「保安功績者推薦書」を使用し、概要を作成する。

5. 選考方法

- (1) 表彰委員会は、3項に定める推薦基準により審議を行い、2項に基づいて選考する。
- (2) 表彰委員長は、表彰委員会にて選考された表彰候補者を幹事会に報告し、承認を得る。

6. 候補者本人への確認

幹事会で承認を得た後、協議会事務局は候補者本人への確認を行い、詳細資料の提供 を受ける。

7. 個人情報の保護

作成した「保安功績者推薦書」並びに詳細資料は高圧ガス保安協会への推薦の目的以外には使用しないものとし、個人情報の漏洩防止に十分配慮するものとする。

8. 提出先

推薦依頼文書に従い、協議会事務局は高圧ガス保安協会へ保安功績者推薦書を提出する。

9. 決定通知書

高圧ガス保安協会にて発行された決定通知書は、被表彰本人と協議会事務局に送付される。

協議会事務局は、幹事会へ報告し了承を得る。

10. 改訂

本推薦基準の改訂は、幹事会の承認を得る。

11. 付 則

本基準は、平成14年4月1日より適用する。

また、添付2「高圧ガス保安協会 会長表彰推薦基準フロー図」を記載する。

- (1) 平成 17年 10月 16日 改訂
- (2) 平成 26年12月18日 3項の推薦基準(3) の注を改訂
- (3) 平成 29 年 12 月 6 日 改訂
- (4) 2021年4月16日改訂

保安功績者推薦書

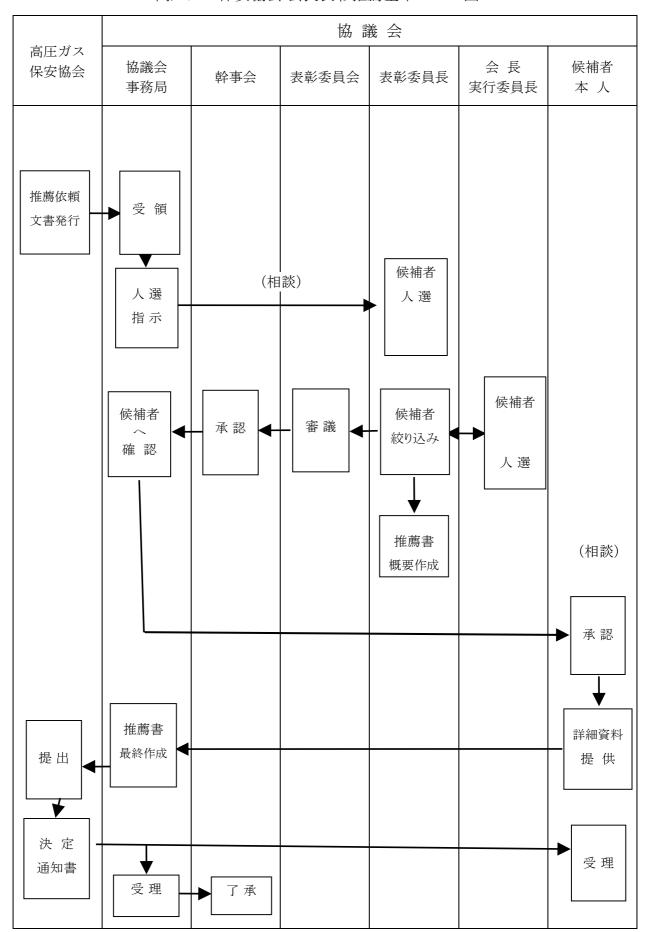
推薦者名 東日本地区大臣認定試験者協議会

^	=		-
7	長	目	J

1	ふりがな 氏 名	
2	生年月日 (受賞時年齢)	年 月 日 (才)
3	所属先名・役職名	
	所属先住所	TEL
4	現住所	
5	略歷	
6	功績の概要	
7	過去における受賞歴	(被推薦者の所属する都道府県における知事表彰制度の有・無)
8	法令違反の有無及び内容	
9	事 故 歴	
10	推薦意見	

- (注) 1. 氏名は、旧字体、新字体の別を正確に記載すること。
 - 2. 過去における受賞歴の記載欄の()内は、該当の語を○で囲んで下さい。
 - 3. 法令違の有無及び内容は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律並 びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を中心とします。
 - 4. 事故歴は、高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事故を中心に、過去 10 年間に発生したものを記載して下さい。
 - また、事故歴は個人、個人が所属する会社、団体等に分けて記入して下さい。
 - 3. 推薦意見は、できるだけ具体的に記載して下さい。(別紙としても結構です。)

高圧ガス保安協会 会長表彰推薦基準フロー図



東日本地区大臣認定試験者協議会 緊急事態運営要領

1. 適用

本運営要領は、東日本地区大臣認定試験者協議会会則第 14 条による緊急時の運営について適用する。

2. 目的

天災その他の事由により会則第 5 条に定めた機関の開催および、付随する要領により定められた活動ができない場合に、会長及び事務局の決定により適用する。

3. 定時総会

- 1 会則第5条1.(1)は、次のように読み替えることが出来る。
 - ・定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に前年度の事業報告、新年度の事業計画 及び幹事の選任を審議し、承認を受けるものとする。審議の方法は審議表等を用い、 会員事業所の意見集計を行う。
- 2 会則第5条2.は次のように読み替えることが出来る。
 - ・総会は会員の過半数の審議票(委任状含む)により成立する。総会の議事は提出された審議票(委任状含む)の3分の2以上の同意を得て決定する。

4. 幹事会

- 1 幹事会運営要領 5.(2)は次のように読み替えることが出来る。
 - ・幹事会は、当該年度定数の過半数の審議票をもって成立する。
- 2 幹事会運営要領 5.(3)は次のように読み替えることが出来る。
 - ・幹事会における議決は、提出された審議票の3分の2以上の同意を得て有効とする。
- ※ただし、WEB 会議システム等を使用し、リアル会議と遜色のない方法をとれる場合はその限りではない。

5. 委員会

- 1 各委員会の要領に記された成立の項目については、「出席」を「審議票」と読み替える。
- 2 各委員会の要領に記された議決の項目については、「出席」を「審議票」と読み替 える。
- ※ただし、WEB会議システム等を使用し、リアル会議と遜色のない方法をとれる場合はその限りではない。

6. 改訂

本運営要領の改訂は、幹事会の承認を得る。

7. 付 則

本運営要領は、2021年4月16日より実施する。

東日本地区大臣認定試験者協議会ホームページ管理運営委員会運営要領

1. 適用

本運営要領は、東日本地区大臣認定試験者協議会会則 第5条1.(3)に基づき設置されるホームページ管理運営委員会(以下、委員会という)の運営について適用する。

2. 委員会の構成

- (1) 委員会は、委員長 1 名及び委員若干名 (3 名程度) とし、管類等部門及び弁類部 門の会員のバランスを配慮するものとする。
- (2) 委員長の選任は、会則 第6条2.(2) による。
- (3) 委員の選任は、原則として輪番制とする。なお、ホームページ管理運営委員は幹事との兼務を妨げない。
- (4) 委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (5) 委員の任期は、2年とする。 ただし、再任を妨げない。
- (6) 細則第 1 条(2)項による場合は、委員の任を解くこととする。委員長にある場合は、 細則第 1 条(4)項により選出を行う。

3. 委員会の業務

- (1) HDK ホームページの運営管理
- (2) HDK ホームページの記事・掲載
- (3) その他必要な事項

4. 委員会の活動

- (1) 本委員会の活動方針は、会長、正副実行委員長、ホームページ管理運営委員長、 表彰委員長及び協議会事務局で構成する役員連絡会(6月開催)において討議し、 幹事会に諮る。
- (2) 定例の委員会開催は、期毎に委員長が計画するものとする。ただし、委員の出席 負担を勘案し、幹事会又は役員連絡会と同時開催を認める。 開催時期と内容は、概ね次のとおりである。

6月又は7月:年間活動計画の確認、ホームページ管理状況の確認

11 月又は12月:ホームページ管理状況の確認

3月又は4月:次年度活動計画の検討、ホームページ管理状況の確認

(3) 委員会活動の内、調査・検討の実務を委員企業に持ち帰り分担することを認める。 その間の連絡・調整は電子メール等により行い、通信記録を委員長に残すことに より、活動実績の記録とする。

5. 委員会の運営

(1) 委員長は、3項の業務の計画、推進及び連絡・調整を図るため、適宜委員会を召

集し、議長を務める。

- (2) 委員長は、委員会の活動状況・経過を幹事会に適宜報告する。
- (3) 委員会は、当該年度定数の過半数の出席をもって成立とする。
- (4) 委員会における議決は、出席委員の3分の2以上の同意を得て有効とする。
- (5) 委員長不在の場合は、委員がその職務を代行する。
- (6) 天災その他の事由による緊急事態時は、緊急事態運営要領に従うものとする。

6. 改訂

本運営要領の改訂は、幹事会の承認を得る。

7. 付則

(1) 本運営要領は、2024年7月5日より実施する。